

# 平成28年度 日本弁理士会の取組

～適正な業務遂行と中小企業支援～

平成29年3月24日

日本弁理士会

## 日本の産業競争力強化への貢献

### ○適正な業務遂行

先の弁理士法改正においては、「知的財産に関する専門家」としての弁理士が、拡大するニーズに的確に応え続けるために、自律の徹底及び不断の自己研鑽に励むべく、弁理士の「使命」が明確化された。

このことに鑑み、使命条項に籠められた、弁理士への期待に応えるべく、規律の見直しを行い、弁理士のコンプライアンス強化をはじめとする、適正な業務遂行の徹底を図った。

1. 預り金の分別管理
2. 悪質事案の事前公表
3. 外部役員の登用
4. 受任時の合意形成
5. 料金・手続きに関するトラブル防止
6. 利益相反への対応(CWRの徹底)
7. 事業承継体制の充実

### ○中小企業支援

先の弁理士法改正においては、中小企業等が知財活用していくために、弁理士によるこれまで以上に裾野が広くきめ細かいサービスの提供が不可欠とされ、また、知的財産推進計画2016では、そのような支援ができる弁理士の育成が求められている。

このことに鑑み、中小企業への支援を拡充すべく、“人材育成”・“直接的支援”・“間接的支援”の3つを柱に「弁理士知財キャラバン」事業をはじめとし、各種支援活動を展開した。

1. 弁理士知財キャラバン事業の拡充
2. 人材育成
3. 直接的支援(経済的支援)
4. 間接的支援(アクセス改善)

### ○その他

1. 学生等に向けた弁理士業務のPR(魅力向上)
2. 秘匿特権に関する会員周知
3. 企業内弁理士の活用
4. グローバル事業

# I. 適正な業務遂行

## 1. 預り金の分別管理

### (1) 課題

- 依頼者から受領する「預り金」と「報酬」とを混同し、トラブルへと発展した事案が存在することから、未然防止策を講ずる必要がある。

### (2) 取組

- 「預り金」と「報酬」との**分別管理を義務化**。

- ・ 義務規定を弁理士倫理(会令)に新設。

#### 【弁理士倫理(会令)新設条文】

会員は、その職務に関して依頼者から又は依頼者のために金員を預かったときは、自己の金員と区別し、預り金であることを明確にする方法で保管し、その状況を記録しなければならない。

- ・ 規定に加えて、預り金の取扱いの適正を図るため必要な事項を定めた**ガイドラインの素案を作成**し、平成29年3月に全会員へ周知。今後施行にあわせてブラッシュアップの予定。
- ・ ガイドラインでは、弁理士事務所の規模や業務形態に適した形で分別管理制度が導入できるよう、保管方法として、専用口座や専用金庫を用いる方法及び、予納台帳に預り金以上の残高を確保する方法等、複数の手段を明記。
- ・ 施行は、十分な周知・準備期間を設ける必要があることから、平成29年10月。

## 2. 悪質事案の事前公表

### (1) 課題

- 現状の処分制度においては、事案の発生から処分の決定・公表までに相当の時間を要することがあり、その間に被害が拡大する可能性があることから、未然防止策を講ずる必要がある。

### (2) 取組

- 悪質事案については、**処分前に公表**することができる制度を導入。
  - ・ 施行は、平成29年4月1日。
  - ・ 公表の要件は下記のとおり。
    - ① 預り金を流用するなどして、非行行為を行い、重大な損害を与えていると認めるに足る証拠があること
    - ② 当該事案の依頼者以外の者に被害が拡大すると予想されること
- **事案処理期間を短縮**すべく綱紀委員を増員。
  - ・ 平成29年4月1日より、綱紀委員の定員を45名から60名に増員し、担当部会を6から7に増やすこととした。

### 3. 外部役員の登用

#### (1) 課題

- 弁理士の使命の重要性に鑑み、日本弁理士会がさらに適切な会務運営を行うべく、透明性、客観性を担保する必要がある。

#### (2) 取組

- 平成29年4月より常議員(役員)に外部有識者(5名以内)を登用。

#### 【他に委託している外部有識者】

登録審査会委員、監事、外部意見聴取会委員、  
中央知的財産研究所研究員、綱紀委員会委員、  
審査委員会委員、不服審議委員会委員 他法律顧問等

### 4. 受任時の合意形成

#### (1) 課題

- 受任時に書面による合意形成(合意書の作成)を行わなかったことにより、依頼者との間に齟齬が生じ、トラブルへと発展した事案が存在することから、未然防止策を講ずる必要がある。

#### (2) 取組

- 受任時の合意書作成及びコンフリクトチェック提示を促進すべく、平成29年度に弁理士倫理ガイドライン及び弁理士業務標準を改訂する予定。

・先行して平成29年3月に全会員に対するメール配信及び電子フォーラムへの記事掲載によって同趣旨の注意喚起を実施。

#### <改訂内容>

- ①合意形成の必要性を明記し、合意書の雛形を掲載。
- ②コンフリクトチェックの必要性を明記し、チェックリストを掲載。

### 5. 料金・手続に関するトラブル防止

#### (1) 課題

- 料金・手続に関するトラブルを未然に防止すべく、過去のトラブル事例を調査し、他の弁理士の参考となるような資料を作成する必要がある。

#### (2) 取組

- 事前の説明を徹底すべく注意喚起を実施。加えて、平成29年度に弁理士業務標準を改訂する予定。
  - ・料金トラブル及び手続トラブルに関するアンケート調査を実施したところ、トラブルの多くが事前の説明不足(双方の意思疎通の齟齬を含む)に起因することが判明した。
  - ・当該結果を受け、トラブル未然防止のための更なる意識徹底を行うべく、平成29年3月に全会員に対するメール配信によって注意喚起を実施。
  - ・加えて、平成29年度改訂予定の弁理士業務標準において、注意文に更なる追記を行う予定。

## 6. 利益相反への対応(CWRの徹底)

### (1) 課題

- 弁理士業務の拡充に伴い、利益相反に対する厳格な対応が社会から求められており、その要請に応える必要がある。
- 人材の更なる流動化も見据えチャイニーズウォール・ルール(CWR)の徹底を図る必要がある。

### (2) 取組

- ヒアリング調査結果に基づき、**模範となる事例も用いた注意喚起**を実施。
  - ・平成27年度に実施した、ヒアリング調査(※)の結果を分析したところ、弁理士数の多い事務所におけるCWRの浸透率は、一部実施されているところも含めて、40%であることが判明した。
  - ・また、そのような状況が発生しないよう、疑わしい案件は受任しないようにしていることも伺えた。
- ※特にCWRが問題となる可能性が高い大規模事務所(10事務所)を対象に調査を実施。
- ・分析結果を受け、会員の更なる意識徹底を図るべく、平成29年3月に模範となる事例なども用いて、全会員に対するメール配信及び電子フォーラムへの記事掲載によって注意喚起を実施。
- 平成29年度に**研修の充実**により更なる徹底を図る予定。
  - ・CWRの注意喚起を含む倫理研修(必修)を平成26年度より実施中。今後も継続して実施予定。
  - ・平成29年度にCWRに特化した研修を新たに実施予定。
- 平成29年度にCWRを含む利益相反に関する**深掘り調査を実施予定**。
- 中長期的に、**弁理士倫理の抜本的見直し**を行う予定。

## 7. 事業承継体制の充実

### (1) 課題

- 弁理士10,000人時代においては、当然ながら競争原理が発生し、市場撤退する弁理士も存在する中、ユーザの利益を損なわないような撤退がなされる環境を整備する必要がある。

### (2) 取組

- 円滑な承継をサポートすべく、事業承継に係る**マッチングセミナー**を複数回開催。
- 上記マッチングセミナーの内容を踏まえ、事業承継等に関する**留意事項集**を作成中。会員周知は平成29年度の予定。
- 弁理士の様々な相談に対応する「**会員総合相談窓口**」を平成21年度に設置済み。事業承継や経営に関する相談にも応じている。
- 懲戒に起因する事案引継については、役員の指示により**会長室が対応**する体制あり。
- 平成29年度に、**高年齢者を対象に**、受任状況、引継体制等に関する**調査を実施予定**。

# Ⅱ. 中小企業支援

## 1. 弁理士知財キャラバン事業の拡充

中小企業等に、知財に対する「気付き」を得ていただき、知財活動の活性化を促すとともに、出願偏重になりがちな弁理士の意識改革(コンサルティング業務に関するマインド醸成)を目指し本事業を進めてきた。

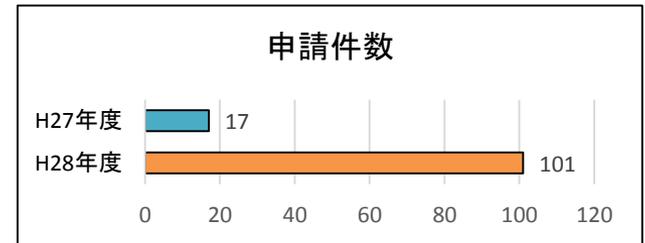
### (1) 課題

- 更なる支援の拡大のために、日本全国をカバーできる支援員の増員が必要。
- 適切な支援員育成・事業遂行のために、事業の評価や、外部の意見を取り込む仕組み作りが必要。
- ユーザがより制度を利用しやすくすべく、制度の具体的説明が必要。

### (2) 取組

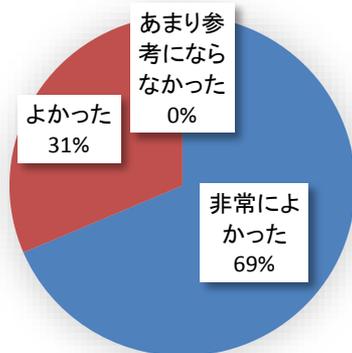
#### ① 実績

- 平成29年2月末時点のキャラバン事業申請件数は累計118件(内支援完了66件)であり、事業の浸透とともに、**平成28年度は大幅に増加**。
- キャラバン事業においては、支援員が**経営分析ツールやフレームワーク等を駆使した現状分析を行ったうえで、各企業にあった事業戦略を立案**する等の知財コンサルティングを実施。

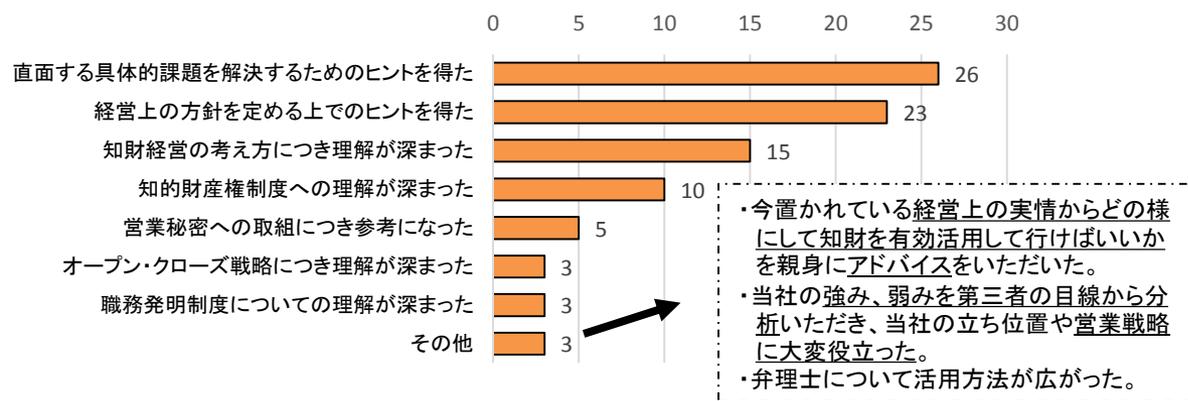


○ 支援先企業に対するアンケート結果 (調査期間:平成28年9月21日～平成29年2月28日、依頼先:66社、回答:35社(回収率53%))

#### 支援を受けた率直な感想



#### 支援を受けてよかった点



## ②支援員の拡充

- 平成28年度も支援員研修を継続して実施したことにより、**全支部において支援員は着実に増加している**。更なる増員に向け、今後も継続して研修を実施予定。

支援員数	全国	北海道	東北	北陸	関東	東海	近畿	中国	四国	九州
<b>H29.2.28</b> <b>(H28.3.31)</b>	<b>266</b> <b>(178)</b>	9 (6)	12 (7)	13 (10)	116 (83)	38 (22)	45 (30)	10 (6)	7 (2)	16 (12)

- 中長期的な拡充を睨み、平成29年度より附属機関「知的財産経営センター」を設置予定。

## ③ユーザ意見の反映

- 平成28年8月・10月に日本知的財産協会との意見交換を実施し、支援員の継続的研鑽を目的とした「**フォローアップ研修**」での講演を打診。同協会役員を講師とする研修を平成29年1月に実施。
- 平成29年2月の外部意見聴取会において、キャラバン事業を議題とし、**有識者からの意見を聴取**。今後も継続して議題としていく予定。
- 平成29年1月にキャラバン事業で**支援を行った企業へのインタビューを実施**。今後のキャラバン事業に活かしていく予定。

## ④キャラバン事業の利用促進

- キャラバン事業における支援内容を整理し、類型化したうえでWEBサイトに順次掲載予定。

## ⑤更なる事業活性化に向けての課題の抽出

- 推薦支援員にヒアリング調査を行い、キャラバン事業における課題を抽出した。平成29年度に、更なる事業の活性化に向けて解決に取組む予定。

### <課題>

- ・コンサルティングに必要な知識は多岐にわたることから、支援員の知識の幅をより広げていく必要がある。
- ・各支援員の知識・経験には開きがあり、各支援員の知識・経験の把握に努める必要がある。
- ・実践を積む機会をさらに拡大する必要がある。

### <解決策の一例(※平成29年度に検討)>

- ・「企業診断のプロセス」「マーケティング・流通」等のコンサルティングの専門知識に関する研修の多様化を図り、研修の充実を図ることを検討する。
- ・各支援員が、コンサルティングに関する専門知識について、自己診断できるようなツールの開発を検討する。
- ・現状2名で行っている訪問コンサルティングを、事案に応じては、さらに多人数訪問できる運用を検討する。

## 2. 人材育成

### (1) 課題

- 知的財産とビジネスの両面から、企業の知財戦略構築を支援できる弁理士の育成強化を図る必要がある。
- 相談業務を弁理士業務として社会に定着させ、さらには出願に偏重しがちな収益構造を改善していく必要がある。

### (2) 取組

- 弁理士知財キャラバン関連研修、オープンクローズ戦略研修、標準化研修等、**複合的な相談を想定した研修**を充実。
- コンサルティングのマニュアル及び事例に関するコンテンツを作成。3月2日開催の公開フォーラム(研修)にてテキストとして使用した。平成29年度には、本コンテンツを用いた、**マニュアル兼事例集(冊子)**を作成し、全会員へ配布予定。
- 国際舞台で通用するプレゼンテーションやディスカッションの能力及び社交スキルの習得を目的とした「グローバル人材育成研修」を実施。
- 弁理士知財キャラバン事業のPR活動を通じて、弁理士の相談業務について広く外部に周知。
- 中長期的な視点で弁理士の意識改革を狙い、附属機関「知的財産経営センター」を平成29年4月に設置予定。これまで分散していた企業の知財経営支援に関する複数の組織を統合し、支援活動を促進するとともに、支援人材の育成を図る予定。

## 3. 直接的支援(経済的支援等)

### (1) 課題

- 経済的な理由で、知財の活用に踏み込めない中小企業が知財活用を断念することのないよう、支援する必要がある。

### (2) 取組

- 特許出願等援助制度及び特許出願等復興支援制度により、中小・ベンチャー企業の特許出願等をサポート。平成28年度の採択実績は、平成29年2月末時点で53件(約1,900万円)。

## 4. 間接的支援(アクセス改善等)

### (1) 課題

- 中小企業をはじめ、より多くのユーザが弁理士を活用しやすい環境を整える必要がある。

### (2) 取組

- ユーザがよりニーズにあった弁理士を選択できるよう、弁理士ナビの改訂を段階的に実施中。
- 全国の知財総合支援窓口に対し、毎年延べ188人の弁理士を継続的に派遣。加えて、全国9支部の日本弁理士会常設知財相談室において、様々な知財に関する相談に応じている。
- 自治体等との知的財産支援協定を拡大。平成29年2月末までの締結実績は30件(平成28年度は新たに2件締結)。
- 弁理士に相談した際に、自社のレベルを双方が理解できるツールとして、「知財認知度チェックシート」の改訂を実施。平成29年4月に電子フォーラムへの記事掲載によって、会員周知予定。

# Ⅲ. その他の取組

## 1. 学生等に向けた弁理士業務のPR(魅力向上)

### (1) 課題

- 次世代知財を担う人材を確保すべく、弁理士の魅力を向上するとともに、弁理士業務の魅力を若者に伝えていく必要がある。

### (2) 取組

- 将来の知財ユーザである、学生等をターゲットとし、一例として以下の活動を展開。
  - ・ 教員向けコンテンツ(対象:高校生)として、知財に関する教育動画を作成。自由に利用できる形でWEBサイトに掲載(平成29年3月)。
  - ・ 小学生向けキャリア教材「おしごとほくぶつかんキッズ(冊子・WEBサイト)」に弁理士の仕事を紹介予定(平成29年5月)。

## 2. 秘匿特権に関する周知

### (1) 課題

- 秘匿特権に関する資料が十分ではないことから、会員に秘匿特権に関する注意事項を周知する必要がある。

### (2) 取組

- ユーザが諸外国で不利益を被ることを未然に防止すべく、ガイドラインによる注意喚起を実施予定。
  - ・ 米国における秘匿特権のガイドラインとなるコンテンツの作成を、米国弁理士に依頼済み。コンテンツは、平成28年度内に完成予定。会員周知は平成29年度夏頃を予定。
  - ・ 各国の代理人団体による、プレジデントミーティングにおいても、秘匿特権について情報交換を実施。

## 3. 企業内弁理士の役割(活用)

### (1) 課題

- 企業内弁理士が全弁理士の20%超を占めるなかで、その資質を向上し、企業内弁理士の活用方策を定める必要がある。

### (2) 取組

- 資質向上に向け、「企業内弁理士スキルアッププログラム」(※)の改訂及び研修を実施。
  - ※企業内弁理士が必要とするスキルや知識(企業における知財戦略やノウハウ保護等)を集約し紹介するもの。
  - ・ 平成26年度に作成した「企業内弁理士スキルアッププログラム」の改訂を実施し、平成29年3月に全会員へ送付。
  - ・ 企業内弁理士に役立つ多様な研修(大学教授を講師とする、「IoT時代の知財・標準化」に関する研修等)を実施。
  - ・ 企業内弁理士のスキル向上のみならず、そのスキルが他の業務形態の弁理士にも共有されることを期待。
- 発明を生み出す側の支援として、企業内弁理士を活用すべく、知財教育の場で活用することを決定。大学への講師派遣を実施。

## 4. グローバル事業(自主的な取組)

- アジア地域における知財に関する実務者の養成を目的とし、「アジアセミナー(29.2.27-28・ベトナム)」を開催。通算7回目。
- 日本の知財制度をより浸透させることを目的とし、「Discover IP JAPAN(29.2.7・シアトル、29.2.9・パロアルト)」を開催。初の試み。
- グローバルな知財システム構築のため、相互に意見交換し、提案を行っていくことを目的とし、各国の関連弁理士団体の代表による「プレジデントミーティング(29.1.12・東京)」を開催。通算3回目。